

京田辺市中小企業 売上拡大等支援事業補助金

京田辺市では物価高騰の影響にも負けず、市内中小企業者のみなさまが積極的に
売上げを伸ばすための取組や費用削減を行う取組を支援します。

補助対象者	物価高騰の影響を受けている 市内に住所等を有する中小企業者 法人：市内に事業所を有し、法人市民税を納めていること 個人：市内に住所を有すること ※1. 事業開始1年以内の法人については、法人市民税の納付は要件では ありません。 ※2. 京田辺市外に住所を有する個人事業主は補助対象外 となります。				
補助率 補助金額	補 助 率：① 中 小 企 業・・・補助対象経費の1／2以内 ② 小規模事業者・・・補助対象経費の2／3以内 ※②において、補助対象経費10万円以下の事業を実施する 場合は、補助対象経費の4／5以内 補助金額：最大20万円				
補助対象事業	売上拡大や費用削減に向けた取組のうち、京田辺市商工会が認めた 事業実施計画を基に実施する事業 ※1. 補助対象経費は消費税を除いた金額です。 ※2. 令和8年12月31日（木）までに納品・支払が完了する事業に限ります。				
申請期間	【第1次募集】令和6年度及び7年度を通じて、未申請の事業者とします。 令和8年5月18日(月) から 令和8年6月30日(火)まで 【第2次募集】補助対象者に該当する全ての事業者とします。 令和8年7月1日(水) から 令和8年10月30日(金)まで				
注意点	・ 令和8年度において、申請は1事業者1回限りです。 ・ 事業開始前の申請が必要です。 ※事業実施後の申請は対象外です。 ・ 予算の上限に達した場合は、申請の受付を終了します。 あらかじめご了承ください。 ・ 詳細は京田辺市ホームページから「募集要領」をご確認ください。				
補助対象例		業種	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
	例1	製造業 (中小企業)	展示会出展販促 ノバルティ製作	40万円	20万円
	例2	飲食店 (小規模事業者)	新聞折り込み ポスティング	10万円	8万円

【申請先・お問い合わせ】

京田辺市商工会（京田辺市田辺中央4丁目3番3）
TEL：0774-62-0093 Mail：kyotanabe-sci@kyoto-fsci.or.jp



ホームページはこちら